

第 137 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 29 年 1 月 10 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 137 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 29 年 1 月 10 日 (金) 午後 2 時 03 分
2. 閉会年月日 平成 29 年 1 月 10 日 (金) 午後 2 時 45 分
3. 開催場所 中央公民館 町民室
4. 出席委員 (16 人)

会長	1 番	赤石敏文			
会長職務代理	10 番	中村文男			
委員	2 番	石橋 薫		3 番	堀内重男
	4 番	砂庭周平		5 番	工藤信仁
	6 番	佐々木一雄		7 番	三浦恵美子
	8 番	松村範明		9 番	滝田信彦
	11 番	河守田雄一		12 番	野田清八
	13 番	山田憲幸		14 番	川守田雄一
	15 番	梅内勝治		16 番	奥瀬修一

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長	佐々木	大
主幹	黒坂	正子
班長	佐藤	慶

7. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 3 号 貸貸借合意解約書の受理について
- 日程第 5 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第 7 議案第 33 号 農用地利用配分計画案に関する意見について
- 日程第 8 議案第 34 号 引き続き農業経営を行っている等の証明について
- 日程第 9 議案第 35 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に関する意見について

事務局長	<p>ただいまから、第 137 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中全員であります。よって、委員定足数に達しておりますので、第 137 回総会は成立しております。</p>
	<p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p>
	(午後 2 時 3 分)
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 8 番 松村 範明 委員 9 番 滝田 信彦 委員 を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 3 号「貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>それでは、報告第 1 号について、ご説明いたします。 農地法並びに農業経営基盤強化促進法により貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、2 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、貸借の契約期間は平成 16 年 3 月 19 日から平成 29 年 3 月 18 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成 28 年 12 月 22 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>

	<p>番号2番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成23年6月1日から平成33年6月30日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成29年6月30日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの報告第3号について、発言はありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第3号「賃貸借合意解約書の受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第5 議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第31号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は2件で、所有権の移転に関するものであります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木 調査員</p> <p>6番 佐々木から説明いたします。</p> <p>去る1月6日、砂庭 調査員と中央公民館において、議案第31号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>まず農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番と2番の申請理由は、いずれも譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第31号について、ご異議ありませんか。</p>

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 6 議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

ここでは、11 番 河守田 雄一 委員、15 番 梅内 勝治 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(午後 2 時 09 分退席)

議案の朗読と説明を求めます。

佐藤班長

佐藤班長

議案第 32 号について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、60 件です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。

番号 1 番の利用目的は樹園地、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 7,928 円です。
番号 2 番の利用目的は樹園地、期間は 5 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。
番号 3 番の利用目的は樹園地、期間は 5 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。
番号 4 番の利用目的は樹園地、期間は 15 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。

番号 5 番の利用目的は樹園地、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 1,601 円です。

番号 6 番の利用目的は畑、期間は 5 年 2 ヶ月、使用貸借による権利設定です。

番号 7 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 9,242 円です。

番号 8 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,367 円です。

番号 9 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,222 円です。

番号 10 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,048 円です。

番号 11 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 12 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 13 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 14 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 15 番の利用目的は畑、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。

	<p>番号 54 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,555 円です。 番号 55 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,446 円です。 番号 56 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,518 円です。 番号 57 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,556 円です。 番号 58 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,429 円です。 番号 59 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,963 円です。 番号 60 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,641 円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 32 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6 議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、梅内勝治委員、河守田雄一委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 32 分着席)</p> <p>次に、日程第 7 議案第 33 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>佐藤班長</p> <p>議案第 33 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 2 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 1 月 11 日から平成 39 年 1 月 10 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 4,963 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 1 月 11 日から平成 39 年 1 月 10 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 4,641 円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 33 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7 議案第33号については、原案のとおり許可することに決定いたしました</p> <p>次に、日程第8 議案第34号「引き続き農業経営を行っている等の証明について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第34号について、ご説明いたします。</p> <p>租税特別措置法第70条の規定による承認申請は1件であります。</p> <p>相続税の納税猶予の特例を受けている相続人は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めます。</p> <p>番号1番の相続人は相続があった平成22年3月17日から、本日現在まで引き続き農業経営を行っていると認められることから、承認することは問題ないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第34号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8 議案第34号については、原案のとおり承認することに決定いたしました</p> <p>次に、日程第9 議案第35号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第35号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤促進法施行規則第2条及び第7条の規定により、南部町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案について意見を求められたので審議を求めます。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第35号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9 議案第35号については、原案のとおり許可することに決定いたしました</p>

	<p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第137回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p>
--	--

(午後2時45分)

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年1月10日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員